

患者各位

令和8年6月1日

選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、

入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

一般病棟入院基本料(地域一般入院料3)…一日につき1,810円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収は致しません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重症者病室に入院されている方
- ◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸器を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されえている方(日常生活自立度ランクB以上)

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

以上

医療法人生生会
まっかげシニアホスピタル